

お知らせ版



斑鳩

いかるが

斑鳩町役場

TEL 0745 (74) 1001

fax 0745 (74) 1011

ホームページ:

<http://www.town.ikaruga.nara.jp/>

メールアドレス:

info@town.ikaruga.nara.jp

掲載しているイベント等の情報は、6月2日時点の情報です。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う最新情報は、町ホームページをご確認いただくか、担当課へお問い合わせください。

町民プール利用休止のお知らせ

生涯学習課(☎内線223)

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度の町民プールの利用を休止します。

利用を楽しみにされていたみなさんには申し訳ありませんが、ご理解とご協力をお願いします。

利用休止期間

7月1日(木)～8月31日(火)

「二日里親会・身体障害者ふれあいの集い」「心身障害者(児)ふれあいの集い」の開催中止

社会福祉協議会

(☎0745(74)5122)

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度の「二日里親会・身体障害者ふれあいの集い」および「心身障害者(児)ふれあいの集い」の開催を中止します。

参加を楽しみにされていたみなさんには申し訳ありませんが、ご理解とご協力をお願いします。



65歳以上の人に 新型コロナウイルスワクチン接種券を発送しました

対象者 (令和4年4月1日時点の年齢)	町内対象者数	発送日	予約方法
90歳以上 (～昭和7年4月1日生)	約660人	4月15日(木)	電話 のみ  予約方法が変わります
85歳～89歳 (昭和7年4月2日生～昭和12年4月1日生)	約970人	4月22日(木)	
75歳～84歳 (昭和12年4月2日生～昭和22年4月1日生)	約3,400人	5月20日(木)	はがき のみ  ※案内通知に同封する返信用はがきを返送いただき、町が接種日時を定めてお知らせします。
65歳～74歳 (昭和22年4月2日生～昭和32年4月1日生)	約4,000人	5月31日(月)	

※上記年齢の人で接種券の封筒が届いていない場合は、下記へご連絡ください。

お問い合わせは新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口 電話番号: 0745-75-7567へ

ナラ・シェイクアウト(奈良県いっせい地震行動訓練)のお知らせ

7月9日(金) 午前10時30分開始

問合せ 安全安心課(☎内線272)

ナラ・シェイクアウト(奈良県いっせい地震行動訓練)

7月9日が奈良県地震防災の日と定められたことを契機として、ナラ・シェイクアウト(奈良県いっせい地震行動訓練)が県内で実施されます。訓練は、地震発生を想定し、1分間身を守る行動を行います。訓練の実施に、ご理解とご協力をお願いします。



また、訓練の音源を使用することで、自宅や会社などでも訓練を行っていただくことが可能です。詳しくは奈良県ホームページをご覧ください。

実施日 7月9日(金) 午前10時30分

実施場所 役場本庁舎等 町内公共施設

奈良県ホームページ

<http://www.pref.nara.jp/item/120899.htm>



訓練開始の合図について、スマートフォンをお使いの人は、「地震防災訓練アプリ」をご活用いただけます。

- ・ AppStore、GooglePlayでダウンロード(アプリは無料)
- ・ アプリをインストール後、右下のQRコードで訓練日時を設定すると、設定日時に緊急地震速報(エリアメール)専用のブザーが鳴ります。7月9日(金)10時30分以外の場合は手動設定となります。
- ・ マナーモード設定中は、専用ブザー音は鳴りません。

アプリのダウンロードはこちらから



iPhone版



Android版



アプリ設定画面での
ナラ・シェイクアウト専用
QRコード

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、マスクを着用すること、人と人との間隔を確保し、「3密」を回避することなど、感染症対策を徹底して訓練を実施してください。



安全行動の 1-2-3



まず低く



頭を守り



動かない

震災対策 日常の心得

- ☒ 家具類の転倒・落下防止対策をし、出入り口や通路に物を置かないようにしましょう。
- ☒ 避難場所までの安全な避難方法やルートを確認しましょう。
- ☒ 非常持ち出し品を準備し、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。



トピックス

催し

募集

お知らせ



催し

子育て支援講座

「もしもの時のために救護法をマスターしよう」

子育て支援課

(☎0745⑤1152)

日本赤十字社の幼児安全法短期講習です。乳幼児の応急処置について学びましょう。

日時 7月12日(月)

午前9時30分～11時30分

(受付 午前9時10分～)

場所 中央公民館1階 大ホール

講師 日本赤十字社奈良県支部指導員

持物 筆記用具、健康マイレージポイントカード

※動きやすい服装でお越しください。

定員 15人(先着順)

申込 7月5日(月)までに子育て支援課へ電話でお申し込みください。

※無料の託児生後満5か月～を希望する場合は、当日午前9時15分までにお越しください。

保健センター

(☎0745⑦0001)

ステイホームで、運動不足になっていませんか。健康運動指導士から効果的なウォーキング方法や家でできる運動方法をお伝えします。

7月12日(月)

午前10時～11時30分

生き生きプラザ斑鳩

2階大会議室

「ウォーキングで健康に」

ナ禍の今だからできること」

対象 町在住の20歳以上の人

持物 健康マイレージポイントカード

※いすの上でできる運動をします。動きやすい服装、靴でお越しください。

定員 25人(先着順)

申込 7月9日(金)までに保健センターへお申し込みください。

「お口の健康診査」口腔健診

奈良県後期高齢者医療広域連合事業課(☎0744⑨8430)

対象 75、80、85歳令和3年4月1日現在(の奈良県後期高齢者医療被保険者)

受診期限 令和3年11月30日まで

持物 受診券(5月下旬に送付済み)

費用 無料

※口腔健診実施医療機関へ事前予約してください。

※新型コロナウイルス感染症の動向に応じて、口腔健診事業の内容を一部変更することがあります。

トピックス

催し

募集

お知らせ

チャレンジ介護予防！

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、すべての教室を事前申込制とします。みなさんのご理解ご協力をお願いいたします。

詳細は地域包括支援センターへお問い合わせください。

対象：町在住の65歳以上の人

問合せ・申込 地域包括支援センター(☎0745-75-4000・0745-74-5666)

〇お互いに感染しない・させないために(お願い)

- ・事前申込制としますので、前日までに電話でお申し込みください。(申し込みのない人は当日参加できません)
- ・ご自宅で体温を測定してきてください。当日受付でお伺いします。(37.5℃以上ある人は参加できません)
- ・体調の変化(体のだるさ、咳、のどの痛み、頭痛、息苦しさなど)がある人は、参加を中止しましょう。
- ・マスクを着用しましょう。(マスクを着けていない人は参加できません)
- ・手指消毒にご協力をお願いします。

	日 程	時 間	場 所	内 容	持 物	定 員	申 込
運動教室	7月14日（水） 7月21日（水） 7月28日（水） <u>※上記の日程からご希望日を一回利用していただけます。</u>	午後2時～3時 (事前に検温・血圧測定を済ませてください)	生き生きプラザ 斑鳩1階 機能回復訓練コーナー	ストレッチなどの運動	タオル、飲み物 ※動きやすい服装でお越しください。	各25人 (先着順)	前日までに 電話でお申し込みください。
	7月26日（月）	午前10時～ 11時30分	西公民館 集会室1・2	・講座「介護予防につながる栄養と食事について」 ・体操	タオル、飲み物 ※動きやすい服装でお越しください。	各20人 (先着順)	
	7月27日（火）	午後1時30分～ 3時	東公民館 集会室1・2				
	7月28日（水）	午前10時～ 11時30分	法隆寺五丁地区 地域交流館				
生き生きセミナー							

マイナンバーカードの交付・申請の休日受付

住民課（☎内線161）

平日に役場にお越しいただけない人は、次のとおり休日受付を行いますのでご利用ください。

日時 7月10日（土）、8月8日（祝・日）

午前8時30分～正午

場所 役場1階 住民課窓口

※出入り口は東側玄関のみとなります。

※マイナンバーカードの交付・申請には、本人確認書類を持参のうえ、必ず本人がお越しください。

※申請方法、持ち物などは、住民課へお問い合わせください。（交付・申請方法によって持ち物が異なります）

教科書見本の展示

教育委員会事務局総務課

（☎内線233）

昨年、令和3～6年度に使用する中学校用教科書の採択を行いました。今年度、新たに1社から中学校用教科書「社会（歴史的分野）」が発行されました。このことから、生駒郡教科書センターを斑鳩町に設置し、採択替えの対象となる種目の教科書

見本を展示します。

ご覧いただく教科書は、現行の教科書と新たに発行された教科書の種目のみであり、その他の教科書は展示しません。

なお、採択替えを行うか否かについては、所定の手続きを経て決定します。

場所 役場内会議室（希望者は教育委員会事務局総務課窓口にお越しください）

期間 6月16日（水）～7月13日（火）

（土曜・日曜日を除く）

時間 午前9時～午後5時

水道メーター取り替え

上下水道課（上水道）

（☎0745-741401）

水道メーターは、計量法により有効期間が8年と定められています。

上下水道課では、有効期間が満了を迎える水道メーターを交換しています。

来月は次のとおり作業を行いますので、ご協力をお願いします。

取替期間 7月12日（月）～25日（日）

取替地区 龍田北2～5丁目、龍田

南2～4・6丁目、龍田2～4丁目

※対象となるご家庭には事前に「メーター取り替えのお知らせ」を送付します。

委託業者 関西水道用品（株）

認知症カフェ〔和〕 ロハスの学校 開設

地域包括支援センター（☎0745-75-4000・0745-74-5666）

認知症カフェとは、認知症の当事者だけでなく、その家族や専門職、地域の人などが気軽に集い、情報交換や交流ができる場です。5月から新たに「デイサービス ロハスの学校」でも認知症カフェを開催しています。お気軽にお越しください。

対 象 町在住の人 費 用 飲食代は実費負担

※町内の認知症カフェは都合により中止となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

町内の認知症カフェ一覧

場 所	開催日時	日 程	問合せ・申込
生き生きプラザ斑鳩内 喫茶レインボーウォーク または2階会議室 （小吉田1-12-35）	毎月第1水曜日 （または第1木曜） 午前10時～11時30分	7月は会場都合により中止	地域包括支援センター （☎0745-75-4000 ・0745-74-5666）
グループホーム カノンの扉 （阿波3-11-6）	毎月第2水曜日 午後1時30分～3時30分	7月14日（水）	カノンの扉 （☎0745-74-6333）
デイサービス ロハスの森 （服部1-4-35）	毎月第3金曜日 午後1時30分～3時30分	7月16日（金）	ロハスの森 （☎0745-74-6842）
創業支援センター ふらっぴん♪ （神南5-14-16）	毎月第4火曜日 （祝日の場合は第3火曜） 午前10時～11時30分	7月27日（火）	地域包括支援センター （☎0745-75-4000 ・0745-74-5666）
デイサービス ロハスの学校 （龍田南1-3-53）	毎週月曜日 午後1時～3時	毎週月曜日	ロハスの学校 （☎0745-43-7762）





イノシシ等被害防止対策事業補助金を活用ください

建設農林課（☎内線212）

イノシシ等（イノシシ・アライグマ等）による農作物被害を防止するための防護柵や電気柵等の資材費および設置費に対して、その費用の一部を補助します。

補助要件

次の①～③のすべてにあてはまる人または団体

- ① 町在住の農業者または町内の農業団体（2戸以上の農業者で組織する任意の団体を含む）であること
- ② 町内でイノシシ等による被害を受けた、または被害を受けるおそれがあること
- ③ 農作物をイノシシ等による被害から防止するため、権利を有する農地・竹林に電気柵などの防護柵を設置すること

補助率

電気柵等の資材費および設置費の2分の1以内（限度額10万円）

※購入前に申請する必要があります。
※詳しくは、建設農林課へお問い合わせください。

※電気柵等は農作物をイノシシ等から守るための柵ですので、絶対に触れないでください。

イノシシ・アライグマについて

近頃、イノシシやアライグマによる農作物被害が増加しています。

イノシシやアライグマは、こちらから危害を加えたり驚かせたりしない限り、襲ってくることはないと言われています。しかし、餌が不足した場合や、子連れの場合は、人間を襲う可能性がありますので、イノシシやアライグマを見かけても、絶対に近寄らないよう注意してください。

日頃の対策が重要です

エサを与えない・エサとなるものを放置しない

人がエサをくれることを覚えると、その場所に居ついたり、周囲の家に侵入するなど、地域の被害を引き起こすこととなりますので、エサを与えないでください。

また、家庭菜園や畑に野菜くず等を放置しておく、餌付けと同じこととなります。野菜くずはきれいに片づけましょう。



斑鳩町は、地域の自治会活動を応援しています

～自治会へ加入しましょう～

総務課（☎内線271）

自治会は、地域の人たちが集い、話しあい、協力しあうことによって、よりよい地域づくりをめざす団体です。日ごろから自治会活動などを通じて隣近所と交流する機会を持ち、お互いの顔が見える人間関係をつくり、自分たちの町を住みよい町にしましょう。

●自治会活動の主な例

- ・ 防災訓練、地域の清掃活動、ごみステーションの管理
- ・ 高齢者や独居老人などの見守り、防犯パトロール、防犯灯や消防施設（ホース、格納箱）などの設置・維持管理など

※自治会に加入するには、直接地域の自治会の役員にお申し出ください。地域の自治会が分からない場合は総務課へお問い合わせください。

●令和3年度自治会連合会

役員の紹介

自治会連合会は、地域福祉の増進に寄与するため、自治会相互の連携や交流をはかり、懇談会や研修会などの事業を行っています。

自治会連合会の令和3年度役員は、次のみなさんです。

会 長	山崎 芳邦さん （高安）
副会長	東川 義則さん （峨瀬第1）
会 計	川口 明さん
書 記	山本 友子さん （紅葉ヶ丘）
会計監査	二ノ丸 肇さん （五丁南）
評議員	田中 和則さん （駅前北）
評議員	佐藤 勝さん （十楽）
評議員	奥村 眞弓さん （服部）
評議員	亀井 元男さん （目安北団地）
評議員	西尾 光博さん （西里）
評議員	高橋 あきえさん （白石畑）
評議員	（興留東北垣内）

※自治会での困りごとなど自治会連合会で協議してほしいことがあれば、各地区の役員を通じてご連絡ください。

ジェネリック医薬品を使用していますか？

国保医療課（☎内線114）

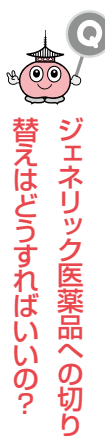


A 新薬（先発医薬品）と同じ有効成分が同じ量含まれていて、効き目も安全性も同等です。製造・品質管理も厳しくチェックされ、より飲みやすく改良された薬がたくさんあります。



A 欧米では医療費（薬剤費）を抑えるために、ジェネリック医薬品が積極的に使用されています。しかし、欧米諸国に比べると、日本のジェネリック医薬品の使用割合は低くなっています。

使用割合 アメリカ91.7% ドイツ86.3% 日本59.0%



A 医師や薬剤師へジェネリック医薬品を希望することを伝えましょう。また、保険証やお薬手帳に張り付けられるジェネリック医薬品希望シールなどを活用しましょう。（希望シールは国保医療課で配布しています）

後期高齢者医療保険料の均等割額軽減の変更

国保医療課（☎内線113）

令和3年度の後期高齢者医療保険料は、世帯の所得状況に応じて均等割額が次のとおり軽減されます。

地方税法施行令が改正され、基礎控除が10万円引き上げられたことにより、所得要件も変更になりました。

軽減割合	対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計額)
7割軽減※	43万円＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下
5割軽減	43万円＋(28.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下
2割軽減	43万円＋(52万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下

※これまで本則7割軽減に上乗せして軽減が行われてきましたが、令和3年度から本則軽減割合である7割に統一されました。

福祉医療費助成制度のご案内

斑鳩町では、下記の対象となる人に医療費を助成しています。

対象となる人でまだ申請をしていない人は、国保医療課で手続きをしてください。

※昨年度から対象となっている人には更新用の書類を送っています。期日までに国保医療課へ提出してください。

制度名	助成対象	助成内容
老人医療	65歳以上70歳未満で市町村民税所得割非課税世帯に属する人	医療機関で支払った自己負担の一部を助成します
子ども医療	小学校就学前の乳幼児および小・中学生	医療機関で支払った自己負担を助成します
心身障害者医療	75歳未満で身体障害者手帳1級～3級または療育手帳A・Bの人(※)	
重度心身障害老人等医療	後期高齢者医療制度の被保険者で身体障害者手帳1級～3級または療育手帳A・Bの人(※)	
ひとり親家庭等医療	配偶者のない父・母などで18歳未満(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人とその児童(※)	
精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳1級または2級の人(※)	精神通院の自立支援医療の自己負担(原則10%)を助成します
	精神通院の自立支援医療の適用を受けている人(ただし社会保険被保険者本人を除く)(※)	

◎健康保険に異動があった場合は、保険証を持参のうえ届出してください。

◎保険診療分が助成対象です。(食事療養などの自己負担は除きます)

※扶養人数に応じた所得制限があります。

申請手続き、問合せは国保医療課（☎内線112・113）へ



新築、増築など家屋調査にご協力を

税務課(☎内線153)

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に新築、増築などをされた家屋を対象に、固定資産税の算出をするための家屋調査を順次実施しています。

調査に伺う際には、事前に連絡のうえ、調査の日程等を調整させていただきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

また、この間に家屋を取り壊された場合、取り壊しが完了した時点で当課に連絡いただくなど、早期の現状把握にご協力をお願いします。

なお、職員は「固定資産評価補助員証」を携帯していますので、不審な場合は提示を求めてください。

斑鳩文化財センター臨時休館

斑鳩文化財センター

(☎0745⑩1200)

6月27日(日)まで開催の春季企画展「知られざる斑鳩の古墳 ―斑鳩の古墳展②―」の終了に伴う展示替えのため、次の期間を臨時休館します。

臨時休館日

6月28日(月)・29日(火)

毎年6月23日～29日は、男女共同参画週間です

令和3年度 キャッチフレーズ

問合せ 政策財政課 (☎内線253)

「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」

女性と男性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、みなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

女性のための相談

女性が抱える様々な問題を、カウンセラーが相談者の立場に立ってお聞きし、共に考えます。

お困りごとを抱えたり、不安に感じたり、少しでも「困った」と感じる事があれば、ご相談ください。

オンラインでの相談に変わりました。

自宅にインターネット環境がない場合は、役場のパソコン等から相談することができます。

日 時：毎月第4金曜日 ※事前予約制
13:00～16:00(1人50分程度)

申込：予約専用 ☎0745-75-9269
(土・日・祝休日・年末年始を除く8:30～17:30)

いろいろな悩みに応じます。

(例)・食欲がないし、夜も眠れない。気分がとても落ち込む。

・子育ても一段落したので私も働きたいけど、夫が・・・

・上司が何かに付けて「だから女は」「やっぱり女は」と言うのが悔しくて・・・

・人との関係がとてもしんどい。相手にどう思われているか気になって仕方がない。



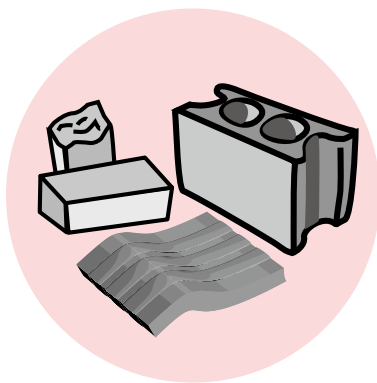
<男女共同参画関係書籍コーナー>

6月2日(水)～30日(水) 場所：斑鳩町立図書館 (いかるがホール内)

てんいち先生

※「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて11(毎月11日は人権を確かめあう日)という意味です。





処理にお困りの「レンガ、ブロック、瓦」を有料(町指定袋)で回収します
 環境対策課 (☎内線132)
 町で収集や処理ができない「レンガ、ブロック、瓦」を次のとおり回収します。

回収日時 7月4日(日)
 午前9時～11時30分
 (雨天決行)

回収場所 最終処分場・ごみ積替え施設(斑鳩町大字法隆寺4331)

回収品目
 レンガ、ブロック、瓦

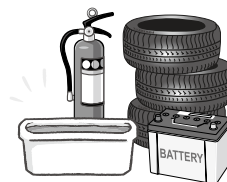
※右記以外のものは回収できません。

回収方法
 町指定不燃ごみ袋(大)に、持ち上げて破れない程度に入れて、回収場所へ直接お持ち込みください。

バッテリー・タイヤ・消火器・プランターの土は直接、回収業者へ

町で収集や処理ができないタイヤやバッテリーなどは、回収業者で通年回収しています。

※回収品目・回収業者・処理費用などの詳細は、下記処理困難物回収業者一覧表をご確認のうえ、直接、回収業者へお問い合わせください。



処理困難物回収業者一覧表

令和3年3月31日現在

回収品目	事業者名	処理費用	回収時間	所在地	電話番号
バッテリー	浦野商会	バッテリー 1個 100円	月～土曜日、 祝日 午前10時～ 午後8時	龍田北5丁目 1614番	0745-27-8144
	株式会社 安本景一商店	バッテリー 1個 100円	月～土曜日 午前7時30分～ 午後7時30分 祝日 午前8時～ 午後6時	龍田西2丁目 1番30号	0745-75-2721
	斑鳩タイヤ 商会	バッテリー 1個 100円～	月～土曜日 午前9時～ 午後6時	幸前1丁目 3番41号	0745-75-5674
タイヤ	斑鳩タイヤ 商会	タイヤ 1本 330円～660円 タイヤ(ホイール付き) 1本 550円～1,320円	月～土曜日 午前9時～ 午後6時	幸前1丁目 3番41号	0745-75-5674
	大和タイヤ サービス	タイヤ 1本 300円～900円 タイヤ(ホイール付き) 1本 800円～1,600円	月～土曜日 午前10時～ 午後5時	龍田1丁目 1番9号	0745-75-3037
消火器	株式会社 黒松商会	小型消火器 (薬剤6kg以内) 1,500円 大型消火器 (薬剤20kg以内) 8,500円	月～金曜日 午前9時～ 正午	龍田西2丁目 1番34号	0745-75-2810
プランターの土	コヤマ建材	プランターの土 (20ℓ) 200円～	月～土曜日、 祝日 午前7時～ 午後6時	龍田4丁目 1番1号	0745-61-0303

※処理費用は、依頼者の個人負担となります。

トピックス

催し

募集

お知らせ



病害虫(トビイロウンカ)の発生注意

建設農林課(☎内線212)

昨年は、稲作物を中心に「トビイロウンカ」の被害が多発しました。

今年は昨年より飛来開始が約1か月早く、飛来量は平年より多いとの発生予察注意報が奈良県病害虫防除所より発令されていますので、防除対策、今後の情報にご注意ください。

トビイロウンカは体長5mm程のセミに似た虫で、例年、中国やタイからジェット気流に乗って飛来します。飛来した後に、水田内で急激に繁殖し、稲の茎や葉から吸汁することで、稲を枯れさせてしまつていわゆる「坪枯れ症状」を引き起こし、水稻に大きな被害を発生させます。

詳しくは、奈良県病害虫防除所まで

(☎0744④74481)

ホームページ

(<http://www.jpnpn.ne.jp/nara/>)



ご存じですか?



住民票など証明書等宅配サービス

問合せ・予約先 住民課 (☎内線 163)

住民票の写しが必要だけど、一人で外出することができない。身近に頼める人もいない。と困ったことはありませんか?

斑鳩町では、役場まで出向くことが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある人などを対象に、職員が自宅へ住民票の写しなどの各種証明書をお届けする宅配サービスを行っています。配達料は無料です。

●利用できる人

町内に住所があり、次のいずれかにあてはまる人

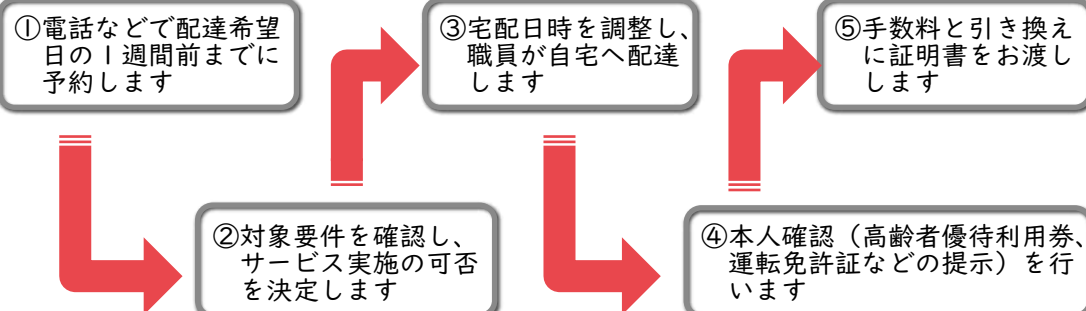
- ・おおむね65歳以上で介護保険の要支援認定もしくは要介護認定を受けているひとり暮らしの人、またはそれに相当するひとり暮らしの人
 - ・障害福祉サービスによる居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援を利用しているひとり暮らしの人
 - ・世帯全員が介護保険の要支援認定もしくは要介護認定を受けている世帯の人、もしくはそれに相当する世帯の人、または世帯全員が障害福祉サービスによる居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援を利用している世帯の人
 - ・その他、町長が特に認める人
- (注) 親族など身近な人の協力が得られる人は利用の対象となりません。
(注) 代理の人からの申し込みも可能ですが、配達先は、本人が住民登録されているご住所に限り、本人への直接交付となります。

●対象となる証明書

- ・住民票の写し ・住民票記載事項証明書 ・印鑑登録証明書
- ・戸籍(全部・個人)事項証明書 ・戸籍の附票の写し
- ・所得(課税)証明書



●宅配サービスご利用の流れ



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯(ひとり親世帯)に対し、生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)が支給されます。

給付金の対象となる人 ■以下、①～③のいずれかに該当する人

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当が支給される人
(申請は不要です。5月中に奈良県から振込済みです)
- ② 公的年金(遺族年金・障害年金など)などを受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人(申請が必要です)
※ 前々年(平成31年1月～令和元年12月)の年間収入が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る場合のみ
- ③ 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、申請時点で児童扶養手当の要件に該当し、かつ新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人(申請が必要です)

給付額 対象児童1人につき**5万円**

手続き方法 【②・③に該当する人】

下記書類を子育て支援課(〒636-0142 小吉田1-12-35)に提出してください。※郵送可

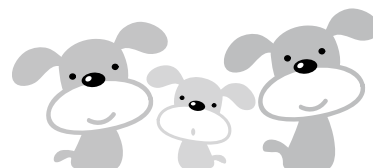
申請に必要な書類

- ・申請書(申請書は町ホームページからダウンロードできます)
 - ・申請者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など)の写し
 - ・戸籍謄本(児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている人は不要)
 - ・申請者本人および扶養義務者の給与明細書または公的年金証書等の所得を証明する書類
 - ・申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し
- ※この他、別途書類が必要な場合があります。手続きの方法など詳しくは、町ホームページをご確認ください。
(<http://www.town.ikaruga.nara.jp/0000001819.html>)



※ 昨年「ひとり親世帯臨時特別給付金」の申請をし、受給した人でも、支給対象者①に該当する人以外はあらためて申請が必要です。

※ 低所得のその他の子育て世帯に対する給付金については、詳細が決定次第あらためてお知らせします。



申請期限 令和4年2月28日まで(期限厳守)

問合せ 子育て支援課(☎0745-75-1152)



糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の早期発見、重症化予防のために

年に1回、健康診査を受けましょう!



=健康マイレージポイント対象事業です



国民健康保険特定健康診査



対 象 40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者
※対象となる人には、特定健康診査の受診の際に必要な受診券を6月上旬に送付しています。

受診期限 令和4年3月31日まで

受診方法 ①委託医療機関で受診する。(詳細は送付書類でご確認ください)
②保健センター(集団検診)で受診する。
・定 員 各回60人 ※各回申込人数が定員になり次第締め切ります。
・申込方法 保健センター・国保医療課の窓口または電話でお申し込みください。
※問診票・採尿スピッツなどを送付しますので必ず各健診日の5日前までにお申し込みください。

実施日	受付時間	同時に受診できる検診等
7月13日(火)	各回 午前8時30分～10時	・前立腺がん検診(55歳以上の男性) ・大腸がん検診 ・肝炎ウイルス検査(今まで受けたことのない人)
9月15日(水)		
10月8日(金)		
11月20日(土)		

後期高齢者健康診査



対 象 75歳以上(65歳以上の障害認定者含む)の後期高齢者医療制度加入者
※対象となる人には、健康診査の受診の際に必要な受診券を6月上旬に送付しています。

受診期限 令和4年1月31日まで

受診方法 委託医療機関で受診する。(詳細は送付書類でご確認ください)

その他の健康診査



- 国民健康保険と後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している人は、ご加入の保険者に確認してください。
- 年度途中に加入医療保険がかわり、現在加入している医療保険で特定健康診査を受けることができない人や生活保護を受給している人で40歳以上の人は、町内の委託医療機関による受診となりますので、保健センターで受診券発行の手続きが必要です。

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、健康診査の受診の際には、今後の感染状況を踏まえたうえで、受診医療機関と相談し、必ず予約してから受診してください。

問合せ 保健センター(生き生きプラザ斑鳩内) ☎ 0745-70-0001
国保医療課(斑鳩町役場内) ☎ 0745-74-1001(内線112、114、115)



有害・危険なごみ収集日のお知らせ

環境対策課 (☎内線 132)

町では、第5水曜日に「有害・危険なごみ」収集を行っています。

次回の回収日は、**6月30日(水)**です。午前8時までに、中身がわかる透明・半透明の袋に入れ、ひもをかけるか口をしぼって、決められた集積場所に出してください。

回収品目 ①スプレー缶、カートリッジガス缶 ②蛍光管 ③乾電池類
④ライター ⑤水銀式体温計、温度計

※**リチウムイオン電池(充電式バッテリー)**は町では処理できません。

●有害・危険なごみのゆくえ

収集した「有害・危険なごみ」は、最終処分場・ごみ積替え施設に集められ、職員が一つひとつ丁寧に種別ごとに分別し、リサイクル業者に引き渡して、再資源化を行っています。



約 3,000 kg の「有害・危険なごみ」が最終処分場・ごみ積替え施設に集められます。



町職員が種別ごとに手選別し、リサイクル業者に引き渡します。

●斑鳩町からのお願い

スプレー缶、カートリッジガス缶は、必ずガス抜きを行ったうえで、排出してください。



ガス抜き跡を確認しながら、分別作業を行っています。



未使用の物や液体・気体が残っているものも含まれています。

行 事 予 定

6月 30日(水)	<6月の納期限> 町県民税(普通徴収・第1期分) ☎税務課(☎内線154)	7月 6日(火)	行政相談 ☎役場1階第3会議室 ☎13:00~16:00 ☎住民課(☎内線163)
7月 4日(日)	レンガ・ブロック・瓦の回収 8ページ参照(必ずご確認ください) ☎最終処分場 ☎9:00~11:30(雨天決行) ☎環境対策課(☎内線132)	7月 10日(土)	マイナンバーカードの 交付・申請休日受付 ☎役場1階 住民課窓口 ☎8:30~12:00 ☎住民課(☎内線161)

☎開催場所 ☎開催時間 ☎問合せ

※掲載している行事は、申し込み不要のものです。行事等は変更される場合がありますのでご了承ください。
この「広報いかるがお知らせ版」は毎月15日を挟む前後3日間で、町内全家庭に直接お届けしています。ご近所で配布されていない家庭がありましたらご連絡ください。
編集・発行：総務課(☎内線271)